

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月 1日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

### 佐賀県公安委員会規則第 1 号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成 6 年佐賀県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第10条</b> 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13)～(23) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(運転免許課)</p> <p><b>第22条</b> 運転免許課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 運転免許課に、運転免許試験場を置く。</p> <p>(1) 運転免許試験場は、前項第 1 号に掲げる事務のうち、運転免</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第10条</b> 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13)～(23) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(運転免許課)</p> <p><b>第22条</b> 運転免許課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 高齢運転者への支援に関すること。</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> 略</p> <p>2 運転免許課に、運転免許試験場を置く。</p> <p>(1) 運転免許試験場は、前項第 1 号に掲げる事務のうち、運転免</p>

改正前	改正後																																
<p>許試験に関する事務、新規又は併記の運転免許証の交付に関する事務及び免許の取得時講習に関する事務並びに前項第9号に掲げる事務のうち、運転免許試験場の管理に関する事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 運転免許課に、<u>運転免許指導官</u>を置く。</p> <p>(1) <u>運転免許指導官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</u></p> <p>(2) <u>運転免許指導官は、命を受け、第1項第1号に掲げる事務(運転免許試験場の所掌に属するものを除く。)並びに同項第3号、第5号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。</u></p>	<p>許試験に関する事務、新規又は併記の運転免許証の交付に関する事務及び免許の取得時講習に関する事務、<u>前項第3号、第7号及び第8号に掲げる事務並びに同項第10号に掲げる事務のうち、運転免許試験場の管理に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 運転免許課に、<u>シルバードライバースサポート室</u>を置く。</p> <p>(1) <u>シルバードライバースサポート室は、第1項第1号に掲げる事務(運転免許試験場の所掌に属するものを除く。)並びに同項第5号、第6号及び第9号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>シルバードライバースサポート室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、シルバードライバースサポート室の事務を掌理する。</u></p>																																
<p>別表第2 (第39条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 警察官駐在所</p>	<p>別表第2 (第39条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 警察官駐在所</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>〃 神埼警察署</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>詫田〃</td> <td>神崎市千代田町詫田</td> <td>神崎市のうち、千代田町(詫田、下板、嘉納、直鳥、姉)</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	位置	所管区	略				〃 神埼警察署	略				詫田〃	神崎市千代田町詫田	神崎市のうち、千代田町(詫田、下板、嘉納、直鳥、姉)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>〃 神埼警察署</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>詫田〃</td> <td>神崎市千代田町詫田</td> <td>神崎市のうち、千代田町(黒井、詫田、下板、嘉納、直鳥、姉、渡瀬(飛渡))</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	位置	所管区	略				〃 神埼警察署	略				詫田〃	神崎市千代田町詫田	神崎市のうち、千代田町(黒井、詫田、下板、嘉納、直鳥、姉、渡瀬(飛渡))
所属警察署	名称	位置	所管区																														
略																																	
〃 神埼警察署	略																																
	詫田〃	神崎市千代田町詫田	神崎市のうち、千代田町(詫田、下板、嘉納、直鳥、姉)																														
所属警察署	名称	位置	所管区																														
略																																	
〃 神埼警察署	略																																
	詫田〃	神崎市千代田町詫田	神崎市のうち、千代田町(黒井、詫田、下板、嘉納、直鳥、姉、渡瀬(飛渡))																														

改正前				改正後					
	崎村	〃	〃 崎村	神埼市のうち、千代田町(崎村、用作、迎島、柳島、渡瀬)		崎村	〃	〃 崎村	神埼市のうち、千代田町(崎村、用作、迎島、柳島、渡瀬(飛渡を除く。))
	原の町	〃	〃 境原	神埼市のうち、千代田町(餘江、下西、境原、 <u>黒井</u> )		原の町	〃	〃 境原	神埼市のうち、千代田町(餘江、下西、境原)
	略					略			
略				略					
〃	小城	略		〃	小城	略		〃	小城
警察署	牛王	〃	〃 芦刈町三王崎	小城市のうち、芦刈町(浜枝川、三王崎、芦溝、下古賀(下古賀)、道免(東道免、西道免))	警察署	牛王	〃	〃 芦刈町三王崎	小城市のうち、芦刈町(浜枝川、三王崎( <u>牛王、三条</u> )、芦溝、下古賀(下古賀)、道免(東道免、西道免))
	東住の江	〃	〃 永田	小城市のうち、芦刈町(下古賀(下古賀を除く。)、道免(東道免、西道免を除く。)、永田)		東住の江	〃	〃 永田	小城市のうち、芦刈町( <u>三王崎(牛王、三条を除く。)</u> )、下古賀(下古賀を除く。)、道免(東道免、西道免を除く。)、永田)
	略					略			
略				略					
〃	白石	大町警察官駐在所	杵島郡大町大字大町	大町町のうち、大字大町(新町、磯路町、栄町を除く。)	〃	白石	福富警察官駐在所	杵島郡白石大字福富	白石町のうち、大字八平、大字福富、大字福富下分
		福母	〃	大町町のうち、大字福母(本通、昭和通、泉町、寿町、花宮町、中通、宮浦町、大谷口)、大字大町(栄町)					

改正前				改正後			
	福富〃	〃 白石 町大字福富	白石町のうち、大字八平、 大字福富、大字福富下分				
略				略			
略				略			
3 幹部派出所				3 幹部派出所			
所属警察署	名称	位置	幹部派出所所在地	所属警察署	名称	位置	幹部派出所所在地
略				略			
〃 白石 警察署	大町幹 部派 出 所	杵島郡大町 町大字福母	大町町のうち、大字大町(新 町、磯路町)、大字福母(本 通、昭和通、泉町、寿町、 花宮町、中通、宮浦町、大 谷口を除く。)	〃 白石 警察署	大町幹 部派 出 所	杵島郡大町 町大字福母	大町町
略				略			
4・5 略				4・5 略			

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成31年9月1日から施行する。